

# 通学に際しての注意事項

## ① 通学手段について

- ① 自動車による通学は厳禁！
- ② 歩行中やバス・電車内のマナーに注意！
- ③ バイク通学は自粛してください！



### バイク駐輪登録について

やむをえずバイクで通学する者に対しては、安全運転意識の向上および事故防止等の観点からバイクの駐輪登録を義務付けています。所属学部・研究科の学生担当係または学生センターで登録書の配布と受付を行っていますので登録してください。

登録時に配布する登録シールのないバイクや指定場所以外に駐輪しているバイクは撤去することがありますので必ず登録してください。

## ② 学内車両規制について

- ① 自動車の許可なき不正入構及び不正駐車は厳禁！
- ② バイク・自転車通学者は、必ず、定められた出入口から入構し、かつ、定められた場所に駐輪すること。

## ③ 大学周辺交通事情について

- ① 大学周辺は、急勾配の坂道や急カーブが多く、バイク通学には多くの危険が伴うので、できる限り、バイク通学は避けること。それでもあえて、バイク通学を行う学生は「乗る自由と責任」（裏面参照）の注意事項をよく読み、学生諸君の「乗る自由」には、「責任」が伴うことを十二分に自覚すること。そして、何よりも、その「乗る自由と責任」に、学生諸君の貴重な命がかかっていることを自覚すること。

自転車についても、道路交通法では軽車両と位置づけられています。自転車の運転時は、道路交通法の通行ルールを守り、安全運転を常に意識すること。

- ② バイクによる右折等に注意！

大学周辺には、高羽の交差点をはじめ、以下のとおり危険な箇所がいくつもあり、特に右折には十分注意すること。

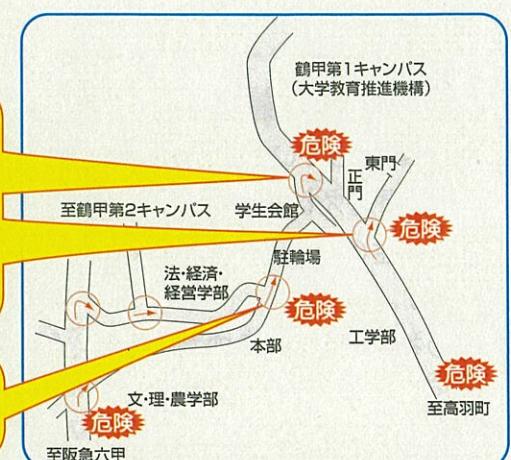
### 交通事故発生件数(最近3ヶ年)

年度 (平成)	件数	事故発生場所	
		大学内	大学外
28	7	0	7
29	18	4	14
30	19	1	18

(注)・学部等から学務部に報告があった件数

三車線道路から鶴甲第1キャンパス東門方面への右折とともに、学生会館前から三車線道路への右折は大変危険であり要注意。

冬場凍結  
急カーブ  
要注意



### ③ 鶴甲第1キャンパスへのバイクによる右折は大変危険！

鶴甲第1キャンパスと学生会館の間の三車線道路は、急勾配、急カーブという地理的悪条件に加え、大型車が多いうえ、通行車両の速度もかなり速く、事故多発のきわめて危険な道路である。それゆえ、バイクにより、上り坂車線から鶴甲第1キャンパスの東門方面への道路へ右折することは、「死ととなりあわせ」の行為といつても過言ではない。十二分に注意し、自らの責任で行動すること。

注意

鶴甲第1キャンパスへのバイク・自転車による入構は、東門1か所のみ可能である。(正門からの入構は厳禁)

### ④ バイクによる歩道上の通行厳禁！

下校時における歩道のバイク通行については、歩行者の通行妨害及びバイクとの接触による負傷等で安全面で危惧される状況である。とりわけ、農学部キャンパス西側道路の歩道については、近隣の住民から苦情が絶えない。通行マナーを遵守すること。



### ⑤ 私道のバイクによる通り抜け厳禁！

寺口町私道(右図の赤色の道)は、住民から騒音、危険等の苦情があり、バイクによる通り抜けを禁止する。

### ⑥ 寺口町1号線のバイクによる通行厳禁！

寺口町1号線(下図)は、周辺住民からの強い要望、人身事故等の危険防止のため、バイクによる通行を禁止する。



令和元年度 神戸大学学生委員協議会事故防止対策専門委員会

(詳細は、学生生活案内 4. 一般的諸注意を参照すること。)

# 乗る自由と責任

## はじめに

本学のキャンパスは、山麓に位置し、学部間の移動に時間要すことから、バイクによる通学が年々増加傾向にあります。

バイク通学の増加とともに、交通事故も増加し、平成12年度から現在までに、バイクの事故により、惜しくも将来のある命を失った学生は8名ありました。また、学生が交通事故の加害者となり、被害者の方が死亡に至った例もありました。

本学としては、このような事故から身を守るため、バイク通学の自粛を呼びかけています。

## 交通事故を起こしてしまうと…

バイク通学の自粛を呼びかけていますが、免許を持つのも、バイクに乗るのもあなたの自由です。しかし、交通事故を起こしてしまったら次のような責任を負うことになります。

- ①刑事上の責任…懲役、禁錮刑等
- ②民事上の責任…損害賠償等
- ③行政上の責任…免許の取り消し、停止等



事故の当事者になって初めて分かることですが、その「悲惨さ」、「日常生活への支障・煩わしさ」、「将来の人生設計の崩壊」等々、こういうことも考えてみてください。例えば公務員試験では「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」は受験資格が得られないとされています。交通事故といえども刑事罰が下された場合、将来の職業選択のうえで支障があります。

## 乗るなら守る！ルールとマナー

原付の二人乗り、歩道の走行、信号無視、飲酒運転や酒気帯び運転、バイクの違法改造などの違反行為は絶対にしないこと！このような行為は道路交通法違反であることはもちろん、重大な事故や騒音の原因になります。これらの違反により事故を起こした場合には、法的責任が問われることになるほか、本学としても学生懲戒規則に基づき懲戒処分を下し、厳しく対処することとしています。

## 加入していますか？バイク・自転車の保険！

### バイクの自賠責は強制保険です。自賠責保険の期限切れに注意！

いたん事故を起こせば、多額の補償と精神的苦悩にさいなまれます。支払能力を超える補償金はあなたの学業継続に多大な影響を及ぼします。保険期間は切れていませんか。

●バイク保険には次のような種類があります。

①自動車損害賠償責任保険：いわゆる自賠責といわれる強制保険です。加入しないで運転すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、更に違反点数6点と免許停止(6か月以内)になります。必ず加入するようにしてください。250CC以下のバイクの場合、加入期間は1～5年で、単年又は複数年を選択できます。

②任意自動車保険：いわゆる任意保険です。補償内容等によって掛金は異なります。

詳細については、神戸大学生活協同組合サービスセンターもしくはバイクショップ（鶴甲第1キャンパス）にお問い合わせください。

●自転車については、兵庫県では平成27年10月から条例で自転車保険の加入が義務化されました。自転車を利用する場合は必ず自転車保険に加入してください。自転車保険への加入については、自転車販売店や神戸大学生活協同組合サービスセンターで加入できますので、お問い合わせください。

## 乗るなら守る！バイク・自転車の正しい廃棄・譲渡

不要となったバイクや自転車をキャンパス等に放置しないこと。バイクの廃棄・譲渡等の方法については神戸大学生活共同組合バイクショップ（鶴甲第1キャンパス）においても相談に応じています。

## あなたの一步が地球を救う！

### －徒歩通学のススメ－

いま、省エネルギー・二酸化炭素排出による地球温暖化が叫ばれています。バイクに乗れば排気ガス、騒音、駐輪などの環境問題が付きまといます。

健康のために歩きましょう。JR「六甲道」・阪急「六甲」の駅から大学までそう遠くはありません。もちろん市バスの連絡も十分に確保されています。



## 徒歩やバスで通学する場合もマナーに注意しましょう！

バイクの通学だけでなく、徒歩やバスで通学する場合にも、マナーに注意することが大切です。携帯電話の電源を切ることになっているバスや、電車内で携帯電話やスマートフォンによる通話等は、禁止されていること、また、車内において大声で会話することなど、まわりの方の迷惑となります。

また、徒歩で通学する時、歩きスマホ、歩きたばこ、ゴミ・空き缶・たばこのポイ捨てや道幅いっぱいに広がつて歩くなど、他人や車の通行にも支障をきたす行為は、厳に謹んでください。

## 最後に

本学のキャンパス周辺は、住宅街や小・中学校があり、多くの方が暮らしています。

一部を除き、ほとんどの道が広いと言えず、また、歩道も広くありません。このような道は住民にとって大切な生活道路になっています。

近隣の方から、「歩道をバイクが通行し、人が通行できない。」、「歩道にバイクを停めているので、子供の通学に支障が出ている。」、「原付で2人乗りをしている。」、「細い道でスピードを出して走行している。」など、一歩間違えば大事故につながる行為に、本学に対して苦情が多数寄せられています。

一人の学生のルール違反やマナー違反で、今まで培ってきた「神戸大学のイメージ」が崩壊することにもなります。

今後の神戸大学発展のためにも、「神戸大学生」としての自覚を持って行動してください。

# 徒歩による通学のマナーについて

徒歩による通学マナーについて近隣住民から本学学生に関して、次のとおり、苦情が寄せられておりますので十分注意してください！

- ①歩道や路肩を横に広がらないように歩きましょう。  
(**一部は右側通行とし、対向者用に左側を開けましょう。**)
- ②他の歩行者や自動車に対して譲り合いの心を持ちましょう。
- ③大声で話しながら歩くことは近隣住民に迷惑をかけます。
- ④イヤホンで音楽を聴きながら歩くことは危険であり、他人に迷惑をかけます。
- ⑤スマートフォンを操作しながら歩くことは危険であり、他人に迷惑をかけます。
- ⑥人や停車している車にぶつかった場合はきちんと謝罪してください。

神戸大学生として、また社会を構成する一員として、マナーを守り他の乗客に迷惑をかけることがないよう気をつけてください。

対象区域 神戸市灘区曾和町、山田町他



この資料は、徒歩通学者で回覧してください。

## 公共交通機関利用時における 通学時の乗車マナーについて

神戸市バスを利用している近隣住民から本学学生のバス乗車に関する、次のとおり苦情が寄せられておりますので、十分に注意してください！

- ①妊婦やお年寄りの方に席を譲ろうとしない。
- ②大声で会話をし、騒がしい。
- ③乗降車口付近から動かず通行を妨げる。
- ④リュックを背負ったままで前に抱えて乗らない。
- ⑤注意をしても素直に聞かない。

神戸大学生として、また社会を構成する一員として、乗車マナーを守り他の乗客に迷惑をかけることがないよう気をつけてください。

※注意 他大学の公式戦に交通機関を利用する場合も同様です。

## バイク乗車時のマナーについて

最近、バイク事故関連する事故が多発しています。  
事故がおこらないように、十分に注意してください！

- ①交差点では、必ず一旦停止・左右確認！
- ②大学周辺は、徐行すること！
- ③大学周辺下り坂、飛び出し注意！
- ④歩道をバイクにまたがって通行することは、エンジンを止めていても法律違反！
- ⑤注意された場合は、誠実に向き合うこと！



※注意 阪急六甲周辺は、幼稚園もあり徐行すること！

灘警察署	令和元年神戸大学生トラフィックレポート	交通課
------	---------------------	-----

## 1 神大生の交通事故発生状況（令和元年中）

区分	人身事故 (件数)		物件事故 (件数)	全事故 (件数)
	負傷者数			
灘区全体の事故	446	531	2,470	2,916
灘区内神大生の事故(R1年)	27	22(神大生は12)	115	142
構成比	6.0%	4.1%	4.6%	4.9%
灘区内神大生の事故(H30年)	29	29(神大生は22)	134	163

## 2 神大生の交通事故発生時間帯

発生時間	0~2	2~4	4~6	6~8	8~10	10~12	12~14	14~16	16~18	18~20	20~22	22~24
事故件数	3	1	1	3	23	18	13	19	20	20	14	7

## 3 神大生の交通事故時の使用車両別

車種等	四輪	二輪	自転車	歩行者	合計
件数	41	90	10	1	142

## 4 神大生の交通事故の態様

	車両相互						車両単独		
人対車両	正面衝突	側面衝突	出会い頭	接触	追突	その他	転倒	路外逸脱	衝突
6	2	7	31	18	15	14	14	0	35

## 5 神大生側の過失が高い交通事故

全事故件数	神大生側の過失が高い事故	構成比
R1年	142	103 72.5%
H30年	163	109 66.9%



## 6 神大生の交通違反取締り件数

総件数	信号無視	一時停止	速度	飲酒	無免許	その他
241	39	77	8	0	0	117

## 7 神大生の交通事故の特徴

- ・転倒や壁などに衝突の自損事故が一番多く、次に出会い頭や接触事故が多い。
- ・二輪の事故が全体の63.3パーセントを占める。
- ・神大生側の過失が高い事故が72.5パーセントを占める。

## 8 神戸大学生の皆様へ

自損事故が一番多く、ちょっとした不注意や速度の出し過ぎが原因と考えられるので、しっかり安全運転しましょう。

次に出会い頭事故が多く、交通違反は一時停止違反が多いことから、交差点では、停まるべき所では確実に停止して、しっかりと左右の安全確認をしましょう。

第一種原動機付自転車（いわゆる50ccの原付）を利用される方は、原付は手軽ですが、速度は時速30キロまで、右折レーンを含めて三車線ある交差点では二段階右折しないといけないという制限がありますので、特に注意しましょう。